

(仮称) 米流通拠点建設工事

工 事 仕 様 書

つくばみらい市

目 次

1	工 事 名	1
2	工事場所	1
3	工事概要	1
4	工事実施	1
5	設計図書の優先順位	2
6	提出書類	2
7	成果品の電子納品について	3
8	工事時間	4
9	工事用車両の搬入出経路	4
10	不正軽油の使用禁止	4
11	過積載の防止	4
12	工事实績情報の登録	5
13	技術者等	5
14	材料等	5
15	工事用電力・水・その他	5
16	建設発生土の処理	6
17	建設副産物の処理	6
18	官公署、その他への届出手続き等	6
19	瑕疵による保証	6
20	事故報告	6
21	施工図等の取扱い	6
22	補助金等の申請に係る、発注者事務への協力	7
23	設計変更について	7
24	その他	7

工 事 仕 様 書

1 工 事 名 (仮称) 米流通拠点建設工事

2 工事場所 つくばみらい市福岡地内

3 工事概要

(1) 建築物

(A) 精米工場：鉄骨造地上1階建（地下0階）

延床面積：1641.60 m²（事務室、会議室、精米室、製品梱包室、冷蔵庫 他）

(B) 外構 緑地帯、駐車場、囲障、植栽 他

(2) 工事種別

(A) 建築工事 仮設工事、土工事、地業工事、コンクリート工事、鉄骨工事、内装工事、
外装工事、外構工事 他

(B) 電気設備工事 受電設備、動力設備、電灯設備、情報設備、自動火災報知機設備 他

(C) 機械設備工事 空調換気機器設備、給排水衛生設備、消火設備 他

4 工事実施

(1) 受注者は工事の実施にあたり、関係法令および条例を遵守すること。

(A) 工事は次の法令、規格等に準拠し、実施すること。

- ・日本産業企画（J I S）
- ・国土交通大臣官房官庁営繕部監修
- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）
- ・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版）
- ・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（最新版）
- ・「建築工事監理指針」（最新版）

(B) その他法令、規格等

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）、同施行令（昭和25年政令第338号）、同施行規則（昭和25年建設省令第40号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）、同施行令（昭和36年政令第37号）、同施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、同施行令（昭和46年政令第300号）、同施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、同施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・その他関係法令

(2) 監督員とは、発注者の指定する監督職員をいう。

(3) 受注者は工事の実施にあたり、監督員と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で工事を進めること。

(4) 受注者は、現場代理人及び監理技術者を選任し、監督員に報告すること。

(5) 受注者は、工事の進捗に関して、監督員に対して定期報告を行うこと。

(6) 工事の実施に関し質疑が生じた場合には、速やかに監督員と協議を行い、指示を仰ぐ

こと。

5 設計図書の優先順位

- (1) 質問回答集
- (2) 現場説明書
- (3) 工事仕様書
- (4) 特記仕様書
- (5) 図面
- (6) 標準仕様書

6 提出書類

受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等で規定された関係書類、特記仕様書で規定された書類の他、次の提出書類を提出すること。提出媒体は、紙媒体と電子媒体（CD-R）の両方とする。

(1) 着工前

・工事着手書	1 部
・施工計画書	1 部
・実施工程表（全体工程、月間工程）	1 部
・総合図	1 部
・総合図リストと作成工程、工種別施工計画書リストと作成工程、施工図リストと作成工程	1 部ずつ
・工事実績情報システム（CORINS）の登録内容確認書の写し	1 部
・法定外労災保険証券等の写し	1 部
・建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し	1 部
・施工体系図、施工体制台帳、再下請負通知書、建設業許可証の写し、作業員名簿、施工従事者資格証（施工に必要なもの）	1 部ずつ
・工事用車両の搬入出経路計画書	2 部
・現場代理人及び監理技術者等通知書、監理技術者の雇用契約を証明する書類の写し	1 部ずつ
・社内組織表	1 部
・その他、監督員の指示するもの	

(2) 機器・材料の手配、施工前

・承認図・材料使用届	1 部
・主要（資材・機材）発注先通知書、製作所及び発注先一覧表	1 部ずつ
・その他、監督員の指示するもの	

(3) 施工中

・工事報告書（月報） ※主な工事記録、工事別工程及び出来高予定グラフ、工事出来高、工事進捗状況、工事進捗写真	1 部
・その他、監督員の指示するもの	

(4) 完成後

・工事完成通知書	1 部
・完成検査願い	1 部
・完成図、工事写真（A 4 版カラー）及びそれらを保存した CD-R	1 部、2 枚
・産業廃棄物処理関係書類 ※処理フロー図（種類、数量）、産業廃棄物管理票の写し、契約委託書の写し、許可証の写し、運搬経路図、運搬車両一覧票及び車検証、写真（積載、場外搬出時、処分場搬出時、荷下状況）、古物商許可証の写し及び計量書（有価処分の場合）	1 部ずつ
・各設備品質証明書	1 部
・完成図書 （1）官公署等届出書の写し （2）機器完成図（品目は監督員の指示による）、検査合格証、取扱説明書 （3）機器の社内検査成績書 （4）現地試験成績書（品目は監督員の指示による） （5）測定機器の校正証明書の写し （6）電気工事設備チェックリスト （7）瑕疵 2 年保証書 （8）総合試運転報告書 （9）特記仕様書で規定されているもの	一式
・工事物件引渡書	1 部
・保守点検に必要な工具、予備品及び付属品	一式
・その他、監督員の指示するもの	

(5) 設計変更時

・設計変更等協議一覧、設計変更等協議書、設計変更等の工事内訳書	1 部ずつ
・その他、監督員の指示するもの	

7 成果品の電子納品について

- (1) 完成図（JWW 形式）、工事写真（JPEG 形式）等を収録した CD-R については、必ずウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計 2 回行うようにすること。
- (4) CD-R のレーベル面には下記の項目を直接印字すること（油性ペンによる手書きも可とする）。

記載項目	記載例
工事名	米流通拠点建設工事
作成年月	令和〇〇年〇〇月

発注者名	つくばみらい市長 小田川 浩
受注者名	(株)〇〇建設
ウイルスチェックに関する 情報	ウイルス対策ソフト名：〇〇〇 ウイルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日 版 チ ェ ッ ク 年 月 日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

8 工事時間

工事時間は、建築基準法、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）等の法令等に従うこと。なお、作業は、午前 8 時半から午後 5 時半までの間に行うことを基本とする。

ただし、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業、合理的な理由がある場合については、法令等で定められた範囲の時間帯に限り、監督員の承諾を得ることで工事時間の変更を行えるものとする。

9 工事用車両の搬入出経路

- （１）工事用車両の搬入出経路については、安全性と効率性を重視した経路や時間帯を選定する。なお、児童生徒の登下校、一般車両の交通に支障とならないよう通行時間帯を調整し、必要に応じて交通誘導員の配置を行うこと。
- （２）搬入出時間帯前に工事用車両が待機を行う必要がある場合、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等の法令を遵守し、近隣住民等の迷惑とならない待機場所を確保すること。
- （３）通常の搬入出経路と異なる経路や時間帯での搬入出を行う場合、事前に監督員と協議を行うこと。
- （４）着工前に、工事用車両の搬入出経路計画書を作成し、提出すること。

10 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- （１）現場で不正軽油を使用しないこと。
- （２）現場で不正軽油を使用させないこと。
- （３）不正軽油を購入しないこと。
- （４）取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- （５）下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- （６）県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- （７）当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

11 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- （１）積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし柢装着車、物品積載装置及び突入防止装置等の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柢装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

12 工事实績情報の登録

工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する工事实績情報システム（CORINS）へ登録すること。

13 技術者等

建設工事請負契約書及び「茨城県建設工事施工適正化指針」に基づき、現場代理人及び監理技術者を現場に置き、監督員の職務を補佐すること。

14 材料等

(1) リサイクル建設資材

「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、「茨城県リサイクル建設資材率先利用指針」により率先利用に努める。

(2) 環境物品等の調達

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」及び「茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）」に基づき、県が定める「特定調達品目」の対象品目及び判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(3) 県産品の優先利用

上記の条件を満たす物品等が、県産品で確保できる場合においては、優先利用に努めるものとする。なお、県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、または加工し製品化されたもの」とする。

15 工事用電力・水・その他

本工事に必要な工事用電力、水、その他の費用はすべて受注者の負担とする。

16 建設発生土の処理

- (1) 受注者は、本工事による建設発生土について、以下に掲げる処分地又は受入地に建設発生土を運搬し、処分しなければならない。ただし、監督員が別に指定する場所に建設発生土の運搬を指示した場合には、この限りでない。
 - (A) 産業廃棄物処分の許可を受けた業者が管理運営する処分地
 - (B) 建設発生土の再利用を目的とする受入地
- (2) 受注者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講じなければならない。

17 建設副産物の処理

- (1) 着工前に「建設副産物処理計画」を策定し、現場における建設副産物対策の責任者を明確にすること。
- (2) 建設副産物情報交換システム(COBRIS)等を利用し、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付すること。
- (3) 「再生資源利用計画書」及び「廃棄物処理計画書」の内容については、工事関係者、下請業者等に周知徹底を行うこと。

18 官公署、その他への届出手続き等

- (1) 届出の遅延
工事の着手、施工及び完成にあたり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関等への必要な届出手続き等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出内容の報告
(1)に規定する届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告すること。
- (3) 検査等に必要な資機材、労務等の提供
関係法令等に基づく、官公署やその他関係機関等の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。なお、本項に関して生じる経費等は、受注者の負担とする。

19 瑕疵による保証

受注者は、本工事の完了及び引き渡し後2年間、本工事に関連する欠陥が発生した場合、無償で修理または交換を行うこと。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 自然災害等不可抗力による損傷
- (2) 監督員又は使用者の故意または重大な過失による損傷
- (3) 監督員又は使用者の指示による変更、改修、追加工事に起因する損傷
- (4) 通常の使用による摩耗や劣化

20 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、ただちに監督員に連絡すること。

21 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係る、当該建築物及び工事物件に限る使用权は、監督員に委譲するものとする。

22 補助金等の申請に係る、発注者事務への協力

発注者が、国または県等から建設に係る補助金の助成を受けるために、必要となる資料作成や検査について、資機材、労務、資料等の提供を無償で行うこと。

23 設計変更について

設計変更等について、工事請負契約約款に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「つくばみらい市設計変更ガイドライン」によることとする。

24 その他

- (1) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 供用開始準備のため、工事完了前に備品等を搬入する必要がある場合は、受注者と監督員で協議の上搬入することができるものとする。